



届け出・証明

転入・転出・転居のときは

問 市市民課 ☎62-2111 宮守総合支所 ☎67-2111

住所を移すときには、住民異動届を提出してください。本人または本人と同一世帯の人が届け出ることができません。それ以外の方が届け出の際は、委任状が必要です。

また、届出人の本人確認を行いますので、顔写真のついた官公署発行の身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）の提示をお願いします。

届出事項	届出に必要なもの	注意事項
転入届 (市外から引っ越してきたとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 転出証明書 ● 届出人の身分証明書 ● 年金手帳(国民年金加入者のみ) ● マイナンバーカード ● 住民基本台帳カード(持っている人のみ) ● 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民のみ) ● 後期高齢者医療負担区分証明書(前住所地から配布された人のみ) ● 特定疾病認定証明書(前住所地から配布された人のみ) ● 母子健康手帳、身体障害者手帳等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 転入した日から14日以内に届け出てください。 ● 国民健康保険に加入する人はその旨を申し出てください。
転出届 (市外へ引っ越すとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の身分証明書 ● 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ● 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ● 住民基本台帳カード(持っている人のみ) ● 医療費受給者証(該当者のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータル(オンライン)で転出の手続きをすることができます。 ● 転出証明書を発行しますので、転出先に移ってから14日以内に転入届を済ませてください。 ● 転出先の住所・世帯主を確認してください。
転居届 (市内で住所を変更したとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の身分証明書 ● 国民健康保険被保険者証(加入者のみ) ● マイナンバーカード ● 後期高齢者医療被保険者証(加入者のみ) ● 住民基本台帳カード(持っている人のみ) ● 在留カードまたは特別永住者証明書(外国人住民のみ) ● 医療費給付受給者証(該当者のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 転居した日から14日以内に届け出てください。



届け出・証明

ポイント!

飼い犬も一緒に住所を移すとき(転入・転居)は、市環境課への届出が必要です。同様に、遠野市から転出する際は、転出先の市町村への届出が必要です。

<問い合わせ>

市環境課 ☎(62-2111) ※P67もご覧ください



戸籍の届出

問 市市民課 ☎62-2111 宮守総合支所 ☎67-2111

戸籍に関連する各種届出には、期限が定められているものがありますので、定められた期限内に届け出てください。
また、届出人の本人確認を行いますので、顔写真のついた官公署発行の身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）の提示をお願いします。

届出事項	届出に必要なもの	注意事項
婚姻届 (結婚するとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 身分証明書など ● マイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の署名が必要です。 ● 成年者2人の証人の署名が必要です。 ● 未成年者の婚姻は両親の同意が必要です。
出生届 (子どもが生まれたとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 出生証明書 ● 母子健康手帳 ● 身分証明書など ● 妊産婦医療費受給者証 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生まれた日から14日以内に届け出てください。 ● 子の名に使用できる文字は、常用漢字、人名用漢字、カタカナ、ひらがなの範囲に限られています。 ● 住所地において医療費給付や児童手当などの手続きが必要です。
転籍届 (本籍を移すとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 身分証明書など ● 戸籍謄本(全部事項証明書) ※市内での転籍の場合不要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本籍を移すことができる所在は、届出時点で登記されている場所などに限られます。
死亡届 (亡くなったとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡診断書 ● 身分証明書など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡の事実を知った日から7日以内に届け出てください。 ● 死亡後24時間を経過しなければ、火葬することができません。 ● 住所地において年金や国民健康保険などの手続きが必要です。
離婚届 (離婚するとき)	<ul style="list-style-type: none"> ● 身分証明書など ● マイナンバーカード 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裁判離婚の場合は、確定の日から10日以内に申立人が届け出てください。 ● 協議離婚は成年者2人の証人の署名が必要です。 ● 未成年の子については、親権者を定める必要があります。 ● 離婚の際に称していた氏を引き続き使用する場合は別に届出が必要となります。



届け出・証明



印鑑登録・印鑑証明

問 市市民課 ☎62-2111 宮守総合支所 ☎67-2111

遠野市に住民登録をしている15歳以上の人は、1人につき1個、印鑑登録ができます。

手数料は300円です。

届出事項	届出に必要なもの	注意事項
本人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●官公署が発行した顔写真付きの身分証明書など 	身分を証明するものが無い場合は、文書照会の手続きをとります。また、遠野市に印鑑登録をしている人が保証人となるときは、保証人の実印と印鑑登録証が必要です。
代理人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ●登録する印鑑 ●代理人の印鑑 	申請受付後、郵便で確認書類を本人あてに送付するため、登録まで数日要します。



届け出・証明

各種証明書

問 市市民課 ☎62-2111 宮守総合支所 ☎67-2111

申請の際、窓口に来た人の本人確認をします。運転免許証など、官公署が発行した顔写真入りの身分証明書の提示をお願いします。

主な証明書の名称	申請に必要なもの	
住民票関係	住民票の写し	同一世帯員以外の代理人の場合は委任状
	住民票記載事項証明書	
	年金現況証明(個人年金など)	
印鑑登録	印鑑登録証明書	印鑑登録証
戸籍関係	戸籍謄本・抄本	直系親族以外の代理人の場合は委任状
	除籍謄本・抄本	
	戸籍の附票	
	身分証明書	本人以外の場合は委任状
その他	住所表示変更証明書	代理人の場合は委任状

※この表に記載のないその他の手数料については、担当する窓口へお問い合わせください

マイナンバーカードを使ってコンビニで取得する場合

主な証明書の名称	申請に必要なもの
住民票の写し	マイナンバーカード ※4桁の暗証番号(利用者証明)も必要です
印鑑登録証明書	

※手数料については、担当する窓口へお問い合わせください。

外国人住民の手続き

問 市市民課 ☎62-2111

外国人の特別永住者証明書、在留カード

特別永住者証明書は市民課で、在留カードは出入国在留管理庁での手続きとなります。

外国人住民の住民基本台帳制度

外国人住民の皆さんにも日本人と同様に住民票が作成され、日本人と外国人とで構成される世帯全員の住民票の写しを発行することができます。

住民票を作成する外国人住民の対象

観光など短期滞在者を除き、在留期間が3カ月を超えて滞在し、住所を有する外国人住民に住民票が作成されます。

- ①中長期在留者 ②特別永住者
- ③一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ④出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

※生まれて間もない在留資格未取得の人、日本国籍を喪失して間もない人も住民票作成の対象となります

他の市町村へ引越する場合は転出届が必要です

他の市町村に引越する場合、事前に市役所に転出届をしていただく必要があります。

窓口で転出届をした場合転出証明書を交付しますので、引越し先の市町村の役所(役場)に転出証明書と在留カード(特別永住者は、特別永住者証明書)、マイナンバーカードを添えて転入届をしてください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから転出の手続きをすることができます。新しい住所地では、マイナンバーカードを持参のうえ、転入手続きをしてください。

パスポートの取得

問 市市民課 ☎62-2111

日本国籍があり、遠野市に住民登録をしている人は、パスポートの申請、交付を受けることができます。

受付日時

申請：平日9時～17時
交付：平日9時～17時

必要書類

一般旅券発給申請書、戸籍謄本(謄本のみ有効)、本人のパスポート用写真(6カ月以内に撮影したもの)、本人確認書類、前回取得のパスポート(初めて申請する人以外)

受け取りまでに要する日数

本庁：申請日を含め10日間前後
※いずれも土、日、祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く

受取方法

申請者本人が申請した窓口に来て受け取ります。申請時に交付された一般旅券受領証と手数料分の収入印紙、県証紙をお持ちください。

手数料

種別	収入印紙	県証紙	合計
10年	14,000円	2,000円	16,000円
5年	9,000円	2,000円	11,000円
5年(申請時12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円
残存有効期間同一	4,000円	2,000円	6,000円

閉庁後(夜間・休日など)の戸籍届出

問 市市民課 ☎62-2111 宮守総合支所 ☎67-2111

本庁舎および宮守総合支所の宿日直において、次のとおり婚姻届などの届書を預かります。

後日、担当課から連絡をする場合がありますので、必ず日中に連絡のつく電話番号を記入してください。

夜間(17時15分～翌8時30分)

宿直において、届書を預かり、翌開庁日に担当課へ引き継ぎます。

休日など(8時30分～17時15分)

日直において、届書を預かり、翌開庁日に担当課へ引き継ぎます。

取扱窓口

本庁舎宿直室および宮守総合支所宿直室

マイナンバーについて

問 市情報推進課 ☎62-2111

○マイナンバーは、大切に保管しましょう

マイナンバーは、一人に一つ割りふられる12桁の番号です。社会保障・税・災害対策分野などに活用されます。マイナンバーが記載されたマイナンバーカードは、大切に保管してください。マイナンバーカードに記載のある事項に変更があった場合(転入、転居、婚姻など)は、記載内容を変更しますので、手続きの際に必ずお持ちください。

○マイナンバーカードについて

マイナンバーカードは、顔写真付きで、公的な身分証明書として利用できます。希望する人は①「個人番号カード交付申請書」に必要事項を記入し、顔写真を添付の上、J-LIS(地方公共団体情報システム機構)へ郵送、若しくはオンライン申請②市役所からの交付案内が届いたら、指定の窓口(市情報推進課または宮守総合支所)で、取得してください。

発行手数料 初回及び更新発行無料

カード有効期限 10回目の誕生日まで(※未成年者は5回目の誕生日まで)。電子証明書は5回目の誕生日まで



○マイナンバーカードの再交付について

マイナンバーカードを紛失、焼失、著しく損傷した場合や、マイナンバーカードのIC機能が失われた場合、再交付を受けることができます。

再交付手数料

マイナンバーカード 800円(電子証明書は200円)

○マイナンバーカードの健康保険証登録及び公金受取口座登録について

マイナンバーカードを健康保険証として利用したり、給付金を受け取る口座を登録することができます。詳しくは市情報推進課へお問い合わせください。



届出・証明